

源平争乱期の可部周辺

角重 始

一 可部荘について

可部源三郎 『平安遺文』という史料集がある。今日に伝わる平安時代の文書を集大成したもので、古文書編一一巻、文書総数にして五〇〇〇通を超える大冊である。こういうと何だか厩大な数のように聞こえるが、約四〇〇〇年という時代の幅を考えた場合に、果たしてどうなのか。にわかには判断はつきかねる。そこで一つの目安として、前後の時代と比べてみよう。奈良時代は年代も古く、また八〇余年と短いことから、常識的には文書数はかなり少ないと予想される。ところが、正倉院という特別な保存施設のおかげで、実際には約一万五〇〇〇通もの文書が伝存している。鎌倉時代の文書に至っては、三万通を軽く上回る。一五〇年間で、この数字である。平安時代の文書の希少価値が知られよう。

ところで、中世文書の数では中四国地方随一を誇っているのが「嚴島文書」である。平氏の嚴島信仰とも絡み、平安時代の文書は質量ともに全国屈指といってよい。その中の一通に、次のような文書がある。

(端裏書)

〔別筆〕

『国之御状』

可部源三郎書状 治承四年九月

逐おつて申す

御阿党の御気色みけしきの間を存じながら、此かくの如きのこと、申せしめ候の条、恐れ思おぼし給い候といえども、若もし人の讒言ざんげんにより、此かくの如きあやにくの御沙汰は候かと存じ思し給い候て、申せしめ候ところなり。重ねて恐々。

(訓み下し、以下同じ)

この文書から読み取れる情報を、ひと通り書き出してみよう。まず注目されるのは、端裏書の部分である。端裏とは文書右端の裏のことで、そこに書かれた記事を端裏書という。これは文書の差出者が書いたのではなく、受取者側で書き込んだものである。文書は通常左方(これを奥という)から内側に折って巻くから、巻き終わると、ここの部分が表に出る。受取者はこの端裏に文書の内容を簡単に記しておけば、後でいちいち中を開いて見なくても済む。記載の目的は、大体そんなところにある。すると、

この文書は治承四年（一一八〇）九月に可部源三郎が書いたものであることが分かる。別筆部分は、おそらくその後書き加えられたものであろう。

次に可部源三郎の名前に注目してみよう。日本人のすべてが苗字をもつようになるのは明治以降のことであるが、その発生は平安時代にさかのぼる。この当時、地方の有力者たちは、藤原・源・平・橘といった氏名うじなを名乗っていた。ところが、平安中期ごろから地名を字あざなとして用いることが多くなる（「名字」という熟語はそこから生じた。それが「苗字」に変わるの江戸時代である）。名字には氏に關係の深い居住地が選ばれ、名字地とともに世襲化されるなかで一族の標識として定着する。それが源平争乱のころ、つまりこの時期だという。源三郎の名は、源という氏名に出生順位の三郎を組合せてつくった仮名けみやうである。可部荘に居住する源氏の三男、可部源三郎の通り名にはざっとこんなメッセーヂが込められている。

本文は「逐つて申す」で始まることから分かるように、ふつう追おつて而書がきと呼ばれるものである。本紙に書ききれない場合に、その余白部分や別の紙を用いて書かれた、いわゆる追伸に相当する。書き出しの「阿党」の意味がややとりにくい^が、ここではその転訛とみられる「仇あたんする」の意に解しておく。全体を意識すれば、次のようになろう。

ご機嫌を損じているのを承知で、このようなことを申し上げるのは恐れ多いのですが、もしや何かの誤解から今回の御沙汰になったのではないかと思い、あえて申し上げる次第です。

追而書ということもあつて充所がなく、これだけではいっただい何を言わんとしているのか判然としな
い。もしも本紙（源頼綱書状）が残っていないければ、可部源三郎の実名も知られぬまま、取り扱いの困
難な文書で終わっていたに違いない。その本紙については次節で詳しく取り上げることとし、まずは可
部源三郎が本拠としたとみられる可部荘について述べておこう。

漢弁郷から可部荘へ 広島市の北部に位置する可部は、それまで蛇行しながら東流を続けていた太田
川が根之谷川と三篠川を合わせて南下し始める地点にあたり、古くから出雲・石見両往還の分岐点とし
て栄えてきた。

この地は律令の昔には、漢弁郷と呼ばれていた。安芸郡内の一一カ郷のうちの一つで、『倭名類聚
鈔』（二〇世紀初に編纂された、わが国最初の分類体の漢和辞書）の和訓には「加倍」と記されている。か
べ」と訓んだらしいが、本来は「あやべ」とする説もある。五世紀の雄略天皇のころ、朝鮮半島から絹
織物を伝えた渡来系の工人、漢織部あやおりべが居住したのに由来するという。綾ヶ谷の地に綾ヶ党という小字が
存在することや、江戸時代に山まゆ紬の生産が盛んであったことなども、そうした伝承の裏づけとされ
るが、もとより憶測の域は出ない。

現在の「可部」という文字が用いられるのは、白河院政期（一〇八六―一一二九）にそこが可部荘と
なつてからのことである。『芸藩通志』（江戸時代後期に成立した広島藩の代表的な地誌）は、可部町と上
中野・下中野・上四日市・下四日市・水落・大毛寺・今井田柳瀬・勝木の八カ村を可部荘の範囲とする。

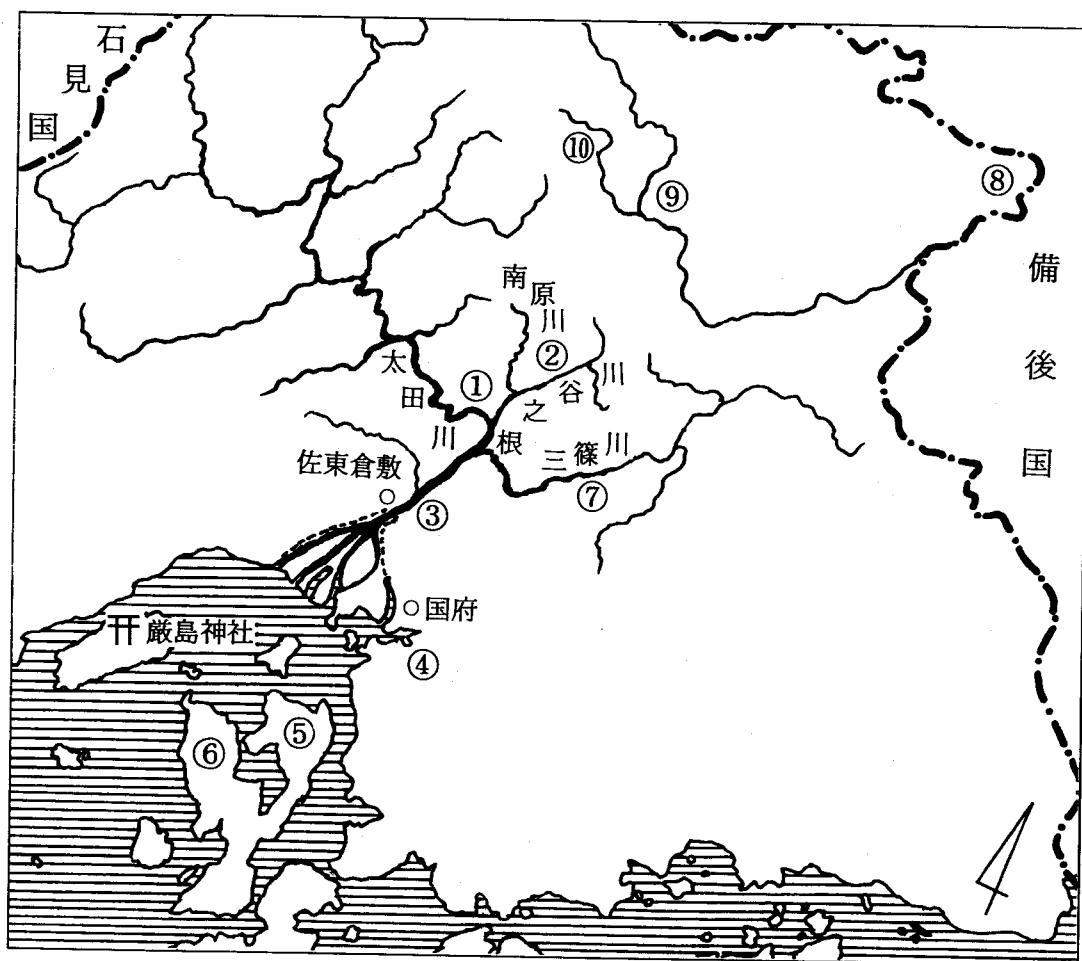


図1 安芸国可部周辺要図

- ①可部荘 ②三入荘 ③田門荘 ④開田荘 ⑤安摩荘 ⑥能美荘 ⑦三田郷
 ⑧粟屋郷 ⑨壬生荘 ⑩志道領 (破線は中世の海岸線を示す)

これは荘総鎮守である両延神社の氏子圏とほぼ一致し、中世の荘域が南原川と根之谷川を結ぶ線より西に広がっていたことをうかがわせている。可部荘は、のちに八条院領の荘園として伝領された。八条院とは白河院政の後を継いだ鳥羽法皇と美福門院得子との間に生れた皇女暲子のことで、父母の寵愛まことに厚く、同母弟の近衛天皇の死後、鳥羽はこの愛娘を女帝に立てようとしたほどであった。父母からの譲渡を受け、また自らも集積した荘園群は約二二〇カ所に及び、天皇家の主要な経済的基盤となった。安元二年(一一七六)の八条院領目録には、可部荘の

ほかに安芸国では安摩^{あま}荘（広島市安芸区矢野・安芸郡江田島町・同音戸町・呉市）、開田^{かいた}荘（安芸郡海田町）、能美荘（佐伯郡大柿町・同沖美町・同能美町）、田門^{たも}荘（安佐北区口田）の名が見える。田門荘が鳥羽ゆかりの安楽寿院領であるのを除けば、いずれも女院庁が直接管理するいわゆる庁分に属し、所在地も国府（安芸郡府中町）にほど近い、広島湾周辺地域に集中している。

水陸交通の要 可部荘の実態については、八条院関係文書が散逸したこともあつて、ほとんど不明というほかない。そうしたなかで、わずかに手掛かりを与えてくれるのが、建保五年（一二二七）六月二十一日の將軍家（源実朝）政所下文である。この下文は国衙^{こくが}と地頭との間の相論に裁決を下したもので、全体は八カ条からなる。ただ残念なことに、現在伝わっているのは最後の箇条だけで、文意も通じにくいところがあるが、内容をかいつまんで述べると次のようになる。

太田川（佐東川）流域は、全国にその名を知られた「安芸^{くれ}樽」、つまり山出しの板材の主産地であった。一一世紀中ごろに成立した『新猿樂記』には、諸国土産の品々を書き上げた箇所があるが、その中に「備中刀」・「備後鉄」などと並んで「安芸樽」の名が見える。おそらくは中世に「^{そま}杣村」と称した、現在の沼田町から安佐町にかけての山間地などで産出されたものであろう。

杣山から伐り出された板材は、太田川を河下しされて倉敷地のある河口付近（祇園町）まで運ばれる。それを見越して途中に設けられた河関では、かねてより樽千寸につき二百寸の割合でこれを徴収し、国衙と地頭が折半するという取り決めになっていた。ところが、近ごろは地頭が杣山で勝手に樽を押し取

ったり、また河上にあたる可部荘の地頭宗孝親が新規に徴収を行ったことから、国衙との間で相論が持ち上がった。下文は、こうした地頭の非法行為の停止を命じたものである。

ここから、注目される点を二つほど挙げておこう。一つは、可部荘が太田川水運の重要な拠点であったとみられることである。太田川の水運は、近代になって陸上輸送に主役の座を奪われるまで、この地域の主要な輸送手段だった。ことに三篠川や根之谷川との合流点に位置する可部は、近世以降、広島城下へ向けて搬出される年貢米などの津出し場の役割を担ってきた。そして雲石往還の開通により、可部町は流域最大の川船湊として発展を遂げる。もちろん、これをそのまま中世に遡らせるわけにはいかないが、鎌倉時代には可部荘に隣接する三入荘地頭熊谷頼直が、「佐東河手」と称する関銭の徴収と鵜船に関与した事実が知られる。可部荘地頭と水運との結びつきも、当然のことといわなくてはならない。

もう一つは、可部荘地頭宗孝親についてである。孝親は本姓を惟宗といい、もとは朝廷に仕える実務系の官人だった。頼朝はこうした京下りの官人たちを積極的に登用し、幕府機構の整備を図った。孝親もそのうちの一人として、安芸守護の要職に任じられた。つまり、可部荘地頭職は守護の兼帯ということになる。孝親が領有した守護領は、主として国府の周辺に広がっていた。とくに、国内の交通・商業活動の中心をなす太田川河口付近から可部にかけての地域を広く覆っている。それは、かつて在庁官人として勢威を誇ってきた葉山城（源）頼宗の所領を継承したものであることが、これまでの研究によって明らかにされている。可部荘と安芸国の有力在庁源氏とを結ぶ細い糸。何やら可部源三郎の正体も、

ほの見えてきそうである。

二 厳島文書の世界

「厳島文書」について 「厳島文書」といえば、ふつう厳島神社に所蔵されている文書を指すと考えられる。たとえば、「御判物帖ごはんもつちょう」と呼ばれる二帖の冊子がある。貴重な判物（支配権者が判を据えて発給した証書類）を多く含むところからこの名称をもつ文書は、社務所脇に付設された収蔵庫に「平家納経」などと一緒に保管されている。

ところが、実際にはそういうものばかりとは限らない。神仏習合の時代には厳島神社の一部をなしていた大願寺などの寺院に所蔵されている文書、あるいは宮司の野坂家に伝来した文書がこれに加わる。さらに以前はそうした広義の神社所蔵であった文書のうち、現在は他へ流出もしくは湮滅してしまったものもある。いつのころか速谷神社（廿日市市）の所蔵となった大願寺所務帳、原爆によって被災焼失した浅野忠允氏旧蔵の厳島文書がそれにあたる。浅野家は旧備後三原城主で、明治期には二代にわたって厳島神社の宮司を務めている。その関係から三〇通余の神社文書を広島市内の屋敷に持ち出して奇禍にあった。

また最近発見されたものでは、明治の篤学小杉楹邨の編集になる「徴古雑抄」（国文学研究資料館史料

館所蔵) 所収の厳島文書がある。楳邨は明治八年(一八七五)の教部省令による古文書調査のために来島し、目録作成・影写作業の指導にあたるかたわら、自らも書写を行った。そのときに作られた写本四冊の中には、現在では原本の所在不明のものがかなり含まれている。それらを合わせると、文書総数は約三五〇〇通にのぼる。

そのうちの過半を占めるのが、「厳島野坂文書」である。大宮柵守職を世襲した野坂家に伝来する文書のうち、本来は神社に属すべきものとして大正七年(一九一八)に神社側に移管されたことから、この名称がついた。野坂家が社家の中で支配的な地位を確立するのは戦国時代の当主柵守房頭のところであり、同家に保管された文書もこの時期のものが圧倒的に多い。平安時代の文書は一〇通に満たないが、実はその中に一節で取り上げた可部源三郎追而書がある。

「厳島野坂文書」には、ほかに年未詳ながら九月七日の日付をもつ源頼綱書状がある。差出者の名前だけからすると、両者は何の関係もない文書のようにみえる。しかしよくよく見比べると、神主殿を充書とするこの書状は、さきの追而書と同筆になることが判明する。とすれば、可部源三郎は源頼綱の通称ということになる。源頼綱書状は可部源三郎追而書の本紙だったのである。

源頼綱書状を読む 源頼綱がしたためた書状の内容とは、次のようなものであった。可部荘を本拠とする頼綱は、父頼信の代から高田郡の三田郷(安佐北区白木町)と粟屋郷(三次市粟屋町)に所領を有してきたが、最近になって厳島神主佐伯景弘に押領されたため、その返付について直接の哀訴に及んだも

のである。その際、領有の正当性を訴えようとして、源氏父子と両郷との関わりが年次を追って詳細に語られる(図2参照)。それを読み解きながら、平安末期の安芸国が置かれていた政治状況にせまってみよう。

(1) 頼信への譲渡

源氏と両郷との関係は、およそ三〇年前にさかのぼる。高田郡の「往古之地主高田藤大夫」(藤原成孝)が源頼信を養子として両郷に関する証拠文書などを譲渡した、仁平元年(一一五一)のころである。譲渡の理由は、成孝の所領経営の破綻に求められる。これ以前から経営の危機に直面していた成孝は、保延五年(一一三九)に中央貴族の中原師長に対して所領寄進を行ったが、かれの期待した荘園化には結びつかず、かえって相伝文書のほとんどを手放したことで自らの立場を弱める結果になっていた。巨額の負債を抱えて「公私之使」に責め立てられる、文字どおり破産状態に陥ったのである。頼信はこうした成孝の付託に応じて、現世の養育と後生の報恩を施し、官物の未払い分や私的な債務の弁済にあたった。

(2) 景弘への譲渡

頼信の所持していた文書は、仁安二年(一一六七)には佐伯景弘へ譲渡された。譲渡の目的は、三田郷などの厳島神領化を図ることにあつた。もちろん、そうすることで自らの安定的な領主権を確保したいという頼信の願いもある。この場合の神領といっても、実際には官物は国衙に納め、万雑公事

のみを神社側が受け取る、いわゆる半不輸にすぎない。しかし、公領を維持しようとする在庁官人の抵抗を考えれば、それとても容易なことではなかった。ましてや成孝から譲られた文書は、知行の正当性を主張するには質量ともに不十分なものであった。そこで、頼信は安芸国の知行国主である平清盛の威光を頼みに、かれの信任厚い景弘に文書を託したのである。ところが、ことは簡単には運ばなかった。その後、頼信は文書の返還を要求したが、景弘側は一向に応じる気配をみせず、今日に至った。

(3) 頼信の領知

文書を手放したのちも、頼信の三田郷などに対する実質的な領知は、かれが亡くなる治承元年（一七七）前後のころまで続いた。その間、万雑公事を怠りなく勤め、他からの侵害を受けることもなかった。

(4) 頼綱の領知

父頼信の跡を嗣いだ頼綱は、それから三、四年の間、三田・粟屋両郷の経営に心をくだいてきた。所従を語らい据えて万雑公事の勤めを果たすとともに、宮仕えのため上洛を企てるなどして、かれなりに力を尽くした。

(5) 景弘の押領

ところが、治承四年（一一八〇）九月になって、突然、景弘に三田・粟屋両郷を奪い取られてしまった。これまでの事情からすれば、まさに青天の霹靂へきれきともいえる出来事であり、頼綱の受けた衝撃は

大きかった。

以上に述べてきたところから、源頼信・頼綱父子の三〇年に及ぶ三田・粟屋両郷との関わりの中で、注目すべき点をいくつか拾い出してみよう。

まず第一は、頼信が両郷の文書を手に入れることになったきっかけである。経営に行き詰まった高田郡の「往古之地主」藤原成孝の窮状を救う、その見返りとして譲渡が行われている。頼信は成孝の巨額な負債を肩代わりしうるほどの経済力をもっていたのである。子息の頼綱も可部荘を本拠とした有力な領主に違いない。

第二は、源氏父子が三〇年余に涉って知行してきた両郷を、あつさり景弘に奪い取られたことである。頼綱書状ではこれを「抑え召され」と表現しているが、具体的には治承四年八月二七日の安芸国司庁宣によつて景弘が両郷の地頭職の領知を認められた事実を指すと思われる。この段階における景弘の勢威を如実に示すものといえよう。

第三は、頼綱の訴えの口調である。問詰型になるかにみえて、最後あたりでは「貴殿の御所知はその員候。是れに限るべからず。頼綱は此の両郷ばかりなり。敢えて他領候わず。不便には思しめさざるか」と急にトーンダウンしてしまう。「御阿党の御気色の間を存じながら」で始まる可部源三郎追而書からも、訴えの内容をやわらげようとの配慮が感じられる。景弘の理不尽を責めているわりには、まことに低姿勢かつ遠慮がちな態度といわなくてはならない。

「高圧的な景弘」と「卑屈な頼綱」。この治承四年九月段階における二人のコントラストの中に、安芸国の平安末期の政治史を解くカギは潜んでいるのである。ここでは、とりあえずそのことを指摘するにとどめ、今しばらく頼綱書状の内容に注目してみよう。

高田郡司藤原氏 頼綱書状には源氏父子のほかにもう一人、気になる人物が登場する。「高田藤大夫」こと、藤原成孝である。「往古之地主」として自らの運命と必死に立ち向かいながら、最後は落魄の身を頼信に委ね、寂しく生涯を終えた成孝。そのときのかれの脳裏に去来したものは、いったい何であったか。ここに至るまでの一族の歴史をたどることによつて、成孝の胸中に思いをはせてみたい。

龐大な数にのぼる「厳島文書」は、それを子細に検討していくと、いくつかのグループ（文書群）に分かれる。その中の一つに、高田郡司関係文書がある。それは本来、神社とは何の関わりもないものだったが、数奇な運命をへてある時期にもたらされた。年代的にはもつとも古いこの文書群の、さらに初見となる文書を取り上げてみよう。

譲与す 三田郷(a)並びに別符重行名主(b)のこと

大掾藤原守満

右、七郷のうち重郷且つは別符たるにより、田島券文を相副えて譲与するところなり。大領職(c)に於いては、国司御下向の日に、子細を言上せしめて、補任すべきの状、件(くだん)の如し。

長元四年六月三日

散位藤原朝臣(守仲)
散位藤原朝臣(花押)

長元四年（一一〇三）に藤原守仲から守満に充てられた譲状である。譲状とは、所領・資財などの財産譲渡にさいして作成された文書をいい、平安時代以降にあらわれる。この文書などは、さしずめその代表例といえる。譲状の内容をもとに、初期在地領主のモデルとされてきた高田郡司藤原氏の性格について述べてみたい。

譲状には、譲与対象として次の三つが記されている。

(a) 三田郷

三田郷は、現在の広島市安佐北区白木町一帯をさす。郷とあるように、本来は郡の下に置かれた公的な行政単位である。それがここでは私的譲与の対象となっている。今日の我々の常識からすれば、まことに奇異なことといわねばならないが、その根拠は「七郷のうち重郷」という点にあった。つまり高田郡内の三田・風早^{かざはや}・豊島^{としま}・麻原^{あはら}・甲立^{こうたち}・船木・粟屋の七カ郷の中で、三田郷は「住郷」あるいは「先祖敷地」とよばれる、藤原氏が屋敷を構える重要な郷だったことによる。

ただそこで一つ注意しておきたいのは、藤原氏の三田郷にたいする権利内容が決して排他的な所領を意味するものではないということである。「住郷」・「先祖敷地」たることにともなう潜在的領主権^{しき}具体的には郷内の住人にたいする徴税活動が認められているにすぎない。このような権限を「郷司職」という。

(b) 別符重行名

三田郷が公郷であるのにたいし、別符重行名は藤原氏の私領田畠をさしている。重行名については、「或いは古河合、或いは荒野を切り開き、年来の住人等の領する田畠、見直物を以て買取る」とあるように、住人らの開発した私領田畠を買得・集積したものともみられる。また、別符の称は郡・郷を経由する通常の徴税ルートによらず、特別の徴符によって国衙に直接納税したところから生じた。

ここでの買得の契機は、郷司としての徴税活動によると考えられている。三田郷の住人は郷司から指示された税負担に差し詰まると、私領を売却することで領収証を得た。職務上、負担の肩代わりをした郷司のもとには自然と没収地が集積されてくる。こうして重行名の肥大化が進んでいくと、いつしかそれは公郷三田郷と等身大のものになる。藤原氏が三田郷を世襲的に領有できた理由の一つは、まさしくこの点に存している。

(c) 大領職

大領職とは、郡司四等官（大領・少領・主政・主帳）のうちの長官をさす。藤原氏は代々「高田郡司」を称しているが、中央政府あるいは国司による正式な補任を受けたのは頼方・頼成のみで、ほかは父親らの譲与にもとづく慣例上の承認にとどまっている。大領職も三田郷と同様に、本来ならば譲与の対象とされるようなものではないが、「国司御下向の日に、子細を言上せしめて、補任すべき」とあるように、ここでは「職」として私的財産視され、譲られている。

以上のところから藤原氏の性格をまとめると、三田郷に本拠を置く代々高田郡司を称する家筋で、

また守満に「大掾」と冠せられているように、安芸国の在庁官人として国衙機構の中枢に参画する国内有数の在地領主であったといえよう。

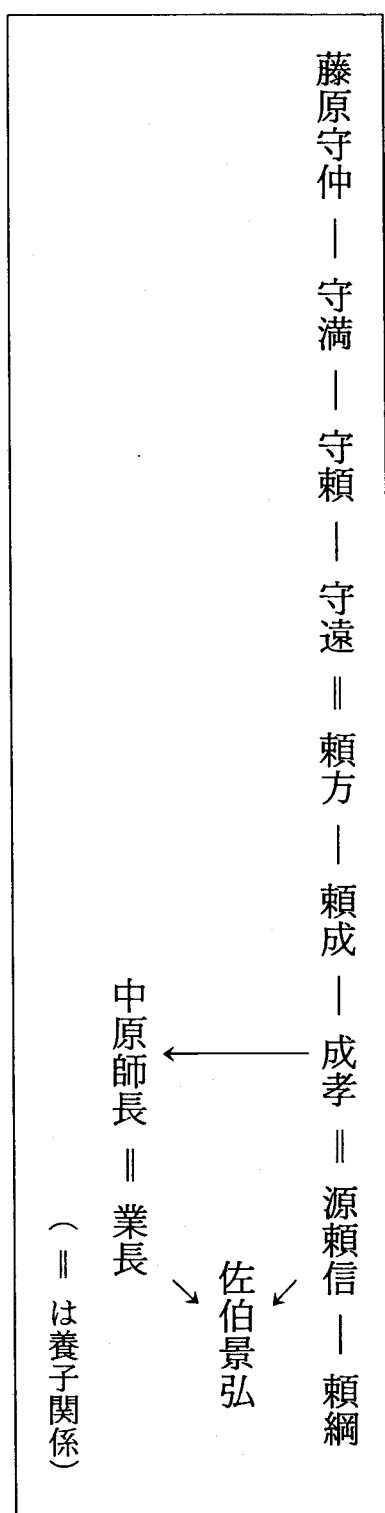


図2 藤原氏所領伝領系図

ところで、三田郷ならびに別符重行名は守満からさらに守頼・守遠をへて頼方に譲渡された。頼方は「彼（守遠）の末葉たる」によつて藤原氏を継いだ人物で、名前からも知られるとおり、さほどの近縁関係はなかつたと推測される。当時の国守源俊輔と親密な関係にあつたとみられ、それを利して守遠死後の領有の混乱をおさめ、また藤原氏としては初めて中央政府より高田郡大領の補任を受けるなど、その地位の安定と強化に力を発揮した。頼成の代には、国司庁宣によつて高田郡六カ郷（三田・風早・麻原・甲立・粟屋・船木）の実質的な郷司職も獲得し、その勢力はピークに達した。

しかし、このような繁栄も永くは続かなかつた。次の成孝の代になると、国司・目代の任替を境に一

挙に凋落の運命をたどっていく。藤原氏の没落の原因はそうした政治的な契機もさることながら、領主権そのものもつ脆弱さの中にも潜んでいた。頼方・頼成の代に進行した三田郷の別符重行名化は、これまで住人たちの負っていた納税責任が重行名主藤原氏に重くのしかかるということの意味した。納税責任を果たさなければ、今度は藤原氏みずからが郷司を解任される。私領の拡大は実のところバブルにも似て、経営のわずかな躓きが命取りになる両刃の刃だったのである。

文書群の行方 一二世紀に入ると、一転して藤原氏の勢力に翳りが見えはじめる。成孝の継承した所領は頼成が領有していたもののごく一部にすぎず、所職の面でも高田郡司職はおろか郷司職の補任さえもままならなかった。ようやく獲得した三田郷司職にしても、正式な国司庁宣ではなく留守所下文による認証にとどまるといったありさまだった。

成孝はこうした状況を打開するため、保延五年（一一三九）にあえて一つの政治的な賭けにでた。相伝の由緒を示す文書を中央の下級貴族である中原師長に託し、三田・風早両郷の荘園化に望みをつなごうとしたのである。成孝は寄進の理由を、かつて中原師任が安芸国司であったところに、藤原守満がその門人となって以来の旧恩に報いるためとしているが、中原氏を介してさらに御願寺ごがんじ（院・天皇などの発願によって建てた寺）または権門領として立荘し、成孝子孫を下司職に補任してもらうことに真のねらいがあったのはいうまでもない。

しかし、その後において成孝が期待したような権門への再寄進の形跡は見いだせず、荘園化のもくろ

みは結局のところ失敗に終わった。権利の正当性を証明する文書群の中核部分を失った成孝は、当然のことながら以前よりもさらに弱い立場に追いやられる。その末路については、すでに源頼綱書状のところで見たとおりである。かれの支払った代償はあまりにも大きかった。

成孝の遺志を引き継いで、三田郷の立荘に奔走したのは源頼信であった。頼信は仁平元年（一一五二）年ごろに成孝からわずかばかりの文書を譲渡されると、これを拠りどころに三田郷の立荘を画策したが、実現には至らなかった。そこで仁安二年（一一六七）には、さらにこれを巖島神主佐伯景弘に譲渡している。頼信は平清盛の後盾を得た景弘と結ぶことによつて、再度の立荘を企てたものと推測される。しかし、結果は思い通りには運ばなかった。そして頼信の手をいったん離れた文書は、もはや景弘のもとからもどつてくることはなかった。

頼信の寄進をめぐるさまざまな人の思惑も、やがて安芸国の人びとの記憶から消え去ろうとしていたころ、都であることに思いあつた人物がいた。かつて藤原成孝が所持していた文書の中核部分を譲り受けた中原師長の猶子業長である。業長は景弘に充てた承安四年（一一七四）九月二九日の書状で次のように述べている。

あなた（景弘）とは、かつて法勝寺の木寺法印のもとに出入りしておりましたとき、たびたびお目にかかったことはございますが、親しく物語りなどする機会もなく罷り過ぎておりましたので、あるいはもうお忘れかもしれません。そのおりに、法印から高田郡関係の文書をお見せしたことがあ

ったかと存じます。その文書の持ち主が私、外記大夫業長であったと申せば思い出しただけでしようか。当ても文書をお役立ていただきたいと思いつながら、法印のもとから足が遠のいたこともあつて、そのままに打ち過ぎておりました。厳島の神の示現も輝きを増した今こそ、高田郡の神領化を実現するために有効にご利用いただければと、こうして文書を携え年来の宿願でもあつた神社への参拝を果たした次第です。

そこに登場する木寺法印は実名を寛雅といい、白河法皇ゆかりの法勝寺上座などを務めた人物である。かれの妻（源国房女）は宰相の名で知られる八条院乳母であり、娘（藤原頼盛妻）も八条院の女房として仕えていた。業長が足繁く法印のもとを訪れたのは、その八条院人脈にすぎり女院領としての立荘を働きかけるためではなかったか。いふなれば、法印は荘園化の情報ネットワークの中心に位置していたのであり、景弘が出入りしたのも一つにはそうした情報の収集をはかるためと考えられる。それからしばらくたつて、業長は厳島神社の繁栄ぶりを耳にし、かつての記憶を頼りに今をときめく景弘に文書を託すことを思いついたのである。

一二世紀に入り、昔日の面影を失った藤原氏が成孝の代に中原師長と源頼信の二人に手放した相伝の文書は、こうして三五年ぶりに頼信と業長の手をへて、佐伯景弘のもとでふたたび一つになったのである。

三 安芸国の源氏

国符と庁宣 平安時代の地方政治の担い手は、いうまでもなく国司であった。九世紀後半になると、それまで国司をきびしい監督下においてきた中央政府の指導力に衰えがみえはじめる。国政に関する方略は国司の専権に委ねられ、国司と中央政府との間も、従来の治政全般にわたるものから一定量の貢納物の弁済を中心とする関係へと変わっていった。国守（国司長官）が受領（前任者から国務を受領した者）と称されるようになるのは、こうした請負関係の反映である。

受領の任国支配を特徴づけるのは、郡司権限の吸収をとまなう権力基盤の拡充と郡司・百姓にたいする苛酷な収奪であった。受領の貪欲さは「受領は倒るる所に土を握め」という諺からも知られるが、収奪の実態については永延二年（九八八）に尾張国の郡司・百姓らが国守藤原元命の非政を三十一カ条にわたって訴えた「尾張国郡司百姓等解」に詳しい。このような集団的行動は「国司苛政上訴闘争」とよばれ、この当時しばしば発生している。国内支配を委任されていた受領が、官物賦課率の恣意的な操作などによって暴利をむさぼり、郡司・百姓らの反撃をこうむったものである。

こうした動きを受けて、朝廷は一一世紀半ばごろに官物体系の改変を中心とする政策の転換をはかり、受領の専権に対しても制約が加えられることになった。国司みずからは任地に赴かず、代わりに目代を

派遣して国衙行政にあたらせる、いわゆる遙任制が一般化するのもこのころである。

その点を安芸国の場合で確かめてみよう。安芸国の国司文書を年次を追ってみていくと、一一世紀後半に公式令系の国符から新様式の庁宣への転換が認められる。次に掲げる文書が、安芸国司庁宣の初見である。

庁宣 田所

大帳所惣大判官代三善兼信

右人、祖父信職の讓状に任せて、田所執事に補任すること、件の如し。宜しく承知し、件により之を用いよ。以て宣す。

(二〇九一)

寛治五年四月十日

大介藤原朝臣(花押)

庁宣の書出しに国名をつけないのは、受取者には自明のことだからとみられる。充所の田所は土地関係の帳簿をあつかう国衙機関の一つ、その田所の長官に在庁官人の三善兼信を補任したものである。この庁宣とそれ以前の国符とのもっとも大きな違いは、国符が国衙(国司の庁所)から出されるのに対し、庁宣は在京の国守から在庁官人あるいは留守所に充てて発せられるという点にある。つまり、庁宣の発生は国司遙任制に対応しており、安芸国でもそうした事態の進展が想定されるのである。

このような国司制度の変貌は、在地領主の成長と深く結びついている。一一世紀後半になると、土着

した中・下級貴族や大名田堵とよばれる富裕な農業経営者の中から、一般の田堵層を支配下において開発私領の形成にあたる、いわゆる在地領主としての道を歩みはじめた者が現れる。二節で述べた高田郡の藤原氏などは、その典型とみられる。受領はかれらを郡・郷司に任命し、その支配領域を国衙に直結する単位所領として位置づけることで、国内支配の再編を進めていった。

在地領主のうち有力な者は、国衙に結集して在庁官人の地位を獲得し、国衙はこれまで郡の果たしていた機能を吸収して国内行政上に占める比重を増大させていった。国衙機構は国内行政を分掌するいくつかの「所」の名をもつ小機関からなり、有力な在地領主が「在庁」とよばれてその事務を担当した。こうして目代以下が政務を執り行う国衙機構（留守所）は整備・充実の一途をたどり、かつての中央政府の出先機関から国内支配の中核に位置する独自の権力機構となった。

在庁官人田所氏 安芸国の代表的な在庁官人といえば、まずは田所氏ということになる。鎌倉時代の貴重な国衙関係文書を伝える安芸郡府中町の田所家には、「田所家世次譜」という系図が遺っている。それによれば、先祖は遠く飽速玉命あきのはやたまのみことにさかのぼる。天湯津彦命あめのゆつひこのみことの五世の孫で、成務天皇の代に阿岐国造に任じられたとされる伝説上の人物である。阿岐国造は広島湾の沿岸・島嶼部に居住した海人族の首長として一帯に臨み、のちに佐伯郡の譜第郡司佐伯氏へと系譜していく。この一族は厳島神を共通の祖神とし、族長は厳島神社の神主となり、一族の主だった者も神官として神社に仕えたい。その佐伯氏の本流から、いつしか分かれて安芸国府の所在する府中に移り住み、国衙の在庁官人とな

る一流がいた。それが他ならぬ田所氏であった。同氏が分派・移住した時期は、伝承によれば延喜年中（九〇一〜九二三）の資隆の代とされており、それまでは佐伯郡衙にほど近い、現在の広島市佐伯区五日市町三宅付近に住していたらしい。国衙に入った佐伯氏一流は着実にその地歩を固め、さきに掲げた庁宣にみられるように、一一世紀後半の兼信のころには田所執事職を相承する有力在庁として名を馳せるようになった。

庁宣を受けて安芸国内への下達にあたる留守所下文を見ると、当初は平・大江・藤原・中原の各氏が大判官代（在庁）として署判に名を列ねていた。ただ、この時期は国司の任替などにともない、在庁官人相互の間にも盛衰がもたらされるのを常とした。三田郷を本拠に一時代を画した藤原氏が、一一世紀末の頼成の代をピークにやがて凋落の運命をたどるのはその好例である。そうしたなかにあつて、田所氏（本姓佐伯氏）は時に三善姓であつたり、あるいはまた藤原・平姓を称するなど、国衙をめぐる勢力関係に機敏な対応を示し、一二世紀後半には一族で在庁の主要ポストを独占するまでになった。このような国衙における田所氏の勢力拡大とあたかも表裏の関係をなすが、かれらの祖神を祀る厳島神社の未曾有の盛運であつた。

頼綱の素性 安芸国の在庁官人としてもう一つ忘れてならないのが、源氏の存在である。現存の留守所下文を通覧すると、佐伯氏などが大判官代の肩書で署判に列なっている奥に、在庁官人最高位の介および惣大判官代として見えるのは、いずれも源氏であつた。その一例を左に掲げてみよう。

留守所下す 桑原郷内萩原村

早く件の村を以て壬生御庄の御倉敷とせしむべき由の事

右、便宜たるにより、且つうは社家より申請せらるるにより、倉敷となさしむべきの状、件の如し。宜しく承知し、件に依つてこれを用いよ。ことさらに下す。

(一一七一)
嘉応三年正月十五日

大判官代佐伯朝臣 (花押)

佐伯朝臣

佐伯朝臣 (花押)

惣大判官代源 朝臣

介 源 朝臣 (花押)

収納使散位長 朝臣 (花押)

この文書は、巖島社領壬生荘 (山県郡千代田町) の立荘にもなつて、社家の申請にもとづき太田川河口の桑原郷内萩原村 (安佐南区祇園付近) に倉敷地の設定を認めたものである。署判部分最奥に見える収納使は目代に相当する人物で、在地の者ではない。したがつて、本来は任用国司の称である介の地位にある源朝臣が在庁官人のトップといえる。惣大判官代は各「所」の長官クラスの大判官代をたばねる者である。佐伯氏が安芸国衙の実務の中心を担つたとすれば、それを統轄し主導したのはむしろ源氏

であった。

源氏の国衙への進出時期はよく分からないが、一二世紀初めごろには田所・大帳所などの諸機関を統轄する地位についたものと推定される。源氏主導のもとで国衙機構の再編・整備が進み、それを背景に国衙支配も強化される。当然のことながら、在庁への道を閉ざされた私領主たちの間には動揺が広まった。国衙の負担に耐えかねて所領を手放す者、あるいはみずからの所領を中央権門に寄進してその庇護にすがろうとする者、こうした様々な人の動きの中で在地情勢は激しく旋回していった。そして、源・佐伯両氏による在庁の寡占状態ができあがる一二世紀半ばごろに、安芸国の地域権力はいちおうの安定を迎えることになった。

安芸国の源氏は後述のように源平争乱の余燼さめやらぬ時期に没落してしまうため、その実像については田所氏ほど明らかでないが、国府早馬立城はやまだて（安芸郡府中町城ヶ丘）を居所に、安南・佐東両郡から高田郡にかけて広範な所領を有し、一族を各所に分出させていったものらしい。その中の一流が、水陸交通の要衝可部を本拠とする源頼信・頼綱父子であったとみられるのである。頼信が藤原成孝の負債を肩代わりするほどの経済力を持ちえたのも、その意味では当然のことといわねばならない。

留守所下文に見える「介源朝臣」は、そうした源氏の惣領であった。時代は下るが、南北朝の内乱に遭遇した備後国踊喜村ゆきき（比婆郡口和町）の地頭葉山城頼連は、後醍醐天皇の倒幕挙兵に参加した恩賞として、かつて先祖が失った本領の返還を願い出ている。その本文冒頭部分において、頼連はみずからを

誇らしげに「安芸国葉山城次郎頼宗五代の後胤なり」と述べている。この葉山城頼宗こそ、平安末期の安芸国内政治を主導した源氏惣領の実名にほかならない。名字の葉山城は、「早馬立城」の転訛である。

四 源平争乱のなかで

安芸守佐伯景弘 「鎮座一四〇〇年」の星霜を数える厳島神社の歴史の中でも、とりわけ印象に残る年というものがある。長寛二年（一一六四）などは、さしずめその一つに挙げられるだろう。平氏一門の信仰の証を今にとどめる「平家納経」が奉納されたのは九月のこと、国内筆頭の社格を意味する「一宮」の称の初見もやはりこの年である。

同じ年の六月、権中納言（平清盛）家政所は「掃部允景弘」充てに一通の文書を下している。現存する「厳島文書」の中で、平氏との関係を示す最初の文書がこれである。そこから厳島神主佐伯景弘について注目される点が二つある。

一つは「掃部允」という中央官職を帯びていたことである。景弘が従七位上相当のこの職に任じられるのは、応保二年（一一六二）にさかのぼる。ついで仁安二年（一一六七）正月には正六位下相当の「民部大丞」となり、同年閏七月に従五位下に叙せられてのちは「民部大夫」を称するようになる。このときには、いずれも本姓の「佐伯」ではなく「平」姓を名乗っている。破格の昇叙が、清盛との強固

な連携によってもたらされたことはいうまでもなからう。

二つめは文書の充所が景弘となっていることである。文書自体は山県郡の領主おとし凡家綱が清盛に志道領（豊平町）を寄進し、下司職に補任されたというものである。その命が本来なら第三者であるはずの景弘に伝達されているということは、そこが実質は厳島社領であり、景弘が寄進の仲介にあたっていたことを物語る。すでに清盛の家人的地位にあった景弘は、平氏との結びつきを求め安芸国の在地領主たちの絶好の媒介者となっていたのである。

清盛の後盾を得た景弘のその後の活躍ぶりは、まことに目覚ましい。仁安三年に完成をみた壮麗な社殿は、景弘の「私力」によるものと自ら誇らしげに語っている。承安二年（一一七二）の徳子の入内・立后から治承二年（一一七八）の皇子出産にいたる清盛家の慶事には、つねに景弘の奉仕の姿があった。これにともなう、厳島神社の地位も向上する。治承三年二月には、朝廷が定めた有力二二社のほかに特例として厳島神社を加えようとする動きもみられた。治承四年三月には、高倉上皇の厳島社参が山門大衆などの猛反対を押し切るかたちで強行される。景弘はこのときの勳賞によって正五位下に叙せられた。

景弘の周囲がにわかに慌ただしさを増してくるのは、治承三年十一月クーデター以降のことである。このとき清盛は数千騎の兵を率いて入京し、後白河院政の停止と反平氏的な公卿四〇名余りを解任するという思い切った拳にでた。これを機に平氏政権の軍事的色彩は強まり、安芸国の軍事基盤化も進んで

いった。クーデター事件が起こった同じ月、清盛家政所は厳島社領壬生荘（山県郡千代田町）の名なに置かれた地頭等の非法・緩怠行為を咎め、壬生郷地頭職についてはその停止を命じている。凡氏一族の地頭職が停止された跡は、おそらく佐伯景弘がこれにとつて替わつたものと推定される。

郡内きつての豪族凡氏の排除を可能にするような力を前にして、源氏を中心とする国衙在庁も治承四年八月ごろまでには屈従を余儀なくされていく。二節でみたように、父子二代、三〇数年にわたつて知行してきた三田・粟屋両郷を景弘に奪われながら、当惑と阿りの言葉を連ねるしかない在庁源氏一族、頼綱の惨めな姿は何よりもそれを雄弁に物語っている。国衙機構を押さえた平氏―景弘がフリーハンドを握っていく、非常の事態の到来であつた。

そして景弘は、寿永元年（一一八二）三月までに安芸守に就任する。在地の人間としては、きわめて異例のことといわなくてはならない。神社に伝わる螺鈿太刀筥・小唐櫃には、寿永二年三月の年紀とともに「国司従四位下佐伯朝臣景弘調進」の銘の見えるものがある。聖・俗あわせ、文字どおり安芸国の頂点に立つたのである。

葉山城頼宗の離反 西国を地盤とする平氏の台頭とともに、内海地域は広くその勢力下に置かれた。しかし個々について見ていくと、必ずしも平氏一色とはいいがたい、さまざまな人間模様が映しだされる。平氏勢力と積極的に結んで勢威を振るおうとする者がいれば、これと対立・競合関係にある者が反発に転じるのは当然のこと。クーデター以後の平氏政権による強引な画策は、在地に渦巻いていたこう

した矛盾をさらに拡大させる結果になった。

安芸国において佐伯景弘の対極に位置した人物、すなわち最大のライバルといえば葉山城頼宗を措いてほかにない。在庁最高位の介として国衙に君臨してきた頼宗、そうしたかれの地位を脅かそうとする存在が平氏の後盾を得た厳島神主佐伯景弘であった。これ以後、かれの運命は否応なしに中央政界の動きの中に飲み込まれていく。頼宗は厳島神社の隆盛を目のあたりにしながら、高田郡の社領化をめぐる景弘側の攻勢にもよく耐え、国衙の独自性を守りぬいてきた。その頼宗にしてみれば、国守景弘の下風に立つことは無念の思いを禁じえなかったに違いない。その思いが源平争乱末期にかれを源氏方へと駆り立てた。

能美荘別符方（佐伯郡沖美町・能美町）荘官の後裔のもとには、次のような興味深い書伝が伝えられている。平安末期のころ、別符方荘官らは荘方（佐伯郡大柿町）下司藤三権守宗能と結託して別符方下司高須宗久父子を殺害したのち、「守護所城次郎頼宗」を頼って国府に向かい、そこで折からの「源平之兵乱」に巻き込まれ、源氏方に転じた頼宗とともに国府早馬立城に拠って合戦を行ったという。この兵乱とは、元暦元年（一一八四）八〜九月のことと思われる。

頼宗がこの国で担ってきた興望は、平氏支配下においても簡単に揺らぐものではなかった。そのかれが反平氏として立ち上がったとき、安芸国における戦いの帰趨は決した。壇ノ浦において平氏が族滅の悲運をみるのは、それから半年後のことであった。

争乱の余燼 平氏政権が目指した西国国家樹立の夢は、その滅亡によって文字どおり西海の藻屑と消えた。それはまた、平氏とともに神社と自らの繁栄を築いてきた景弘の昌運尽きるときでもあった。果たして景弘の運命はいかに。

『源平盛衰記』によれば、景弘・景信父子は最後まで平氏に随従し、壇ノ浦の合戦において「降人」となっている。これまでの経緯からすれば、源氏の手に渡った景弘の命はまさに風前の灯であった。しかし、この最大の窮地に立たされたとき、景弘の本領が発揮される。平氏一門とともに壇ノ浦の海底深く沈んだ宝剣（天叢雲劍）の求搜使に任じられることで、復権への足掛かりをつかんでいくのである。平氏が都落ちに際して持ち去った「三種の神器」は、安徳天皇とともに壇ノ浦の海中に没してしまふ。このうち、神璽（八坂瓊曲玉）と内侍所（八咫鏡）は一カ月後に帰座したが、宝剣のみは杳（よう）として行方が知れなかった。皇位の標識として歴代の天皇に受け継がれてきた神器の一つを欠くことになったのである。朝廷の受けた衝撃は、当然のことながら大きかった。こうしたなかで、宝剣探索の期待は、祈禱者であり且つ現地の事情にも詳しい景弘に向けられた。これを機に、かれの前途にふたたび曙光が見えはじめる。

一方、源氏の世になってからの頼宗の政治的立場はどうであったか。かつて景弘と覇を競い、いったんは平氏に屈従を強いられながらも土壇場で源氏方に寝返り、その勝利に大きく貢献した頼宗の運命は、まさしく景弘と好対照をなしたはずである。ところが、実際には文治五年（一一八九）の奥州合戦不参

加の咎を受けて、あっさりとは処断されてしまう。

源義経が頼朝の包囲網をかくぐり、奥州の覇者藤原秀衡を頼って平泉に落ちのびたのは、源平争乱の終結から二年後、文治三年（一一八七）のことであった。その同じ年に秀衡が亡くなると、跡を継いだ泰衡は頼朝の圧力に抗しきれず、父秀衡の遺志に背いて義経を攻め滅ぼした。だが、このときすでに頼朝の標的は義経ではなく、奥六郡を中心に強大な勢力を誇る藤原氏そのものに向けられていた。鎌倉殿による全国制覇へ向けての一大ページェント、文治五年奥州合戦はこうして始まった。

このとき頼朝は駿河国までやってきながら、頼朝の大軍がすでに鎌倉を進発したとの報せを聞いて、そこから無断で引き返してしまう。初めから勝負の決まっている戦いに、わざわざ遅れて行くほどのこともあるまい。この判断がのちに頼朝の足元をすくうことになる。幕府にとって奥州合戦の意義とは、鎌倉殿頼朝の威令を天下に知らしめるとともに、全国の武士たちがその指揮・統制にどれだけ忠実に服するか、冷厳な目で見きわめる場であり、まさしくそれは鎌倉殿御家人制の確立を目指す頼朝の「政治」だったのである。

果たして頼宗を待ち受けていたのは、所領没収という思いもよらない重科だった。平安末期の安芸国を取り巻く目まぐるしい動きに翻弄されながらも、うまく時流をたぐり寄せたかに見えた安芸源氏の惣領頼宗に、安息の日々はついに訪れなかったのである。